

令和2年3月10日

お客様各位

山手さくら苑
施設長 安東 武博

新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年3月1日、県内で初めて新型コロナウイルスに感染した患者の発生が確認されてから以降、重症化しやすい高齢者が入居する当苑におきましては、とりわけ感染経路の遮断が重要とのことで、行政の指導（別紙：神戸市からの通知参照）の下、ご利用者様との面会を制限させていただくなど、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

しかし、3月3日から15日の間、神戸市内の小学校、中学校、高等学校等に対して臨時休業を要請してもなお、新型コロナウイルスの感染状況は全国的に終息する傾向が見られず、今なお広がりを見せております。

そこで、令和2年3月1日から令和2年3月15日までお願いしておりました、ご利用者様との面会の制限につきまして、下記の通り期間を延長してお願いすることとなりましたので、あらためてお知らせいたします。

ご家族様におかれましては、ご心配ご迷惑をおかけいたしますが、ご利用者様の安心・安全を守るため、何卒、ご理解とご協力を賜ります様お願い申し上げます。

記

【延長期間】

令和2年3月16日～当面の間（新型コロナウイルスの感染状況により判断）

以上



介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。



3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、**37. 5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合**には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける